

会 則

なごみの会 会則

名称

第1条 本会は、乳がん患者会「なごみの会」という。

目的

第2条 乳がん体験者と家族が体験を共有し交流することで、お互いを支え合い不安を軽減し、QOLが向上することを目的とする。

会員

- 第3条 (1) 広島市立安佐市民病院の乳がん患者とその家族、及び病院からの紹介等により世話人が特に認めた者で、会の目的に賛同して入会希望する方を対象とする。
本人の希望により正会員・準会員とする
- ・正会員：連絡先を登録し、会報や配布物を送付する（要会費）
 - ・準会員：氏名のみ登録。会への参加は自由（会費無料・参加費のみ）
- (2) 脱会は自由である。ただし会費の清算はしない。

世話人

第4条 世話人代表。副代表。書記。会計。顧問・相談役。若干名

世話人選出

- 第5条 (1) 世話人は、立候補または推薦とする。
(2) 世話人選出は、本会の世話人が選考委員となり、協議、検討し、総会にて2分の3以上の承認を得て決定する。

世話人の任務

- 第6条 (1) 世話人代表は、本会を代表し会務を総括する。
(2) 副代表は、世話人代表を補佐する。
(3) 世話人代表が会務を遂行できない場合、副代表が代行する。
(4) 顧問及び相談役は、問題に応じて意見や事情を詳しく調べる。

第7条 本会に賛同した医師及び医療関係者は、本会の目的を達成するための補佐をする。

世話人の任期

第8条 世話人の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

行事

- 第9条 (1) 本会は、第3条の目的達成のため次の活動をする。
講演会、講習会、総会の開催。
(2) 親睦旅行、世話人会、おしゃべり会等を行う。

総会

- 第10条 (1) 毎年1回世話人代表がこれを招集する。
(2) 世話人代表が必要と認めた場合、臨時に招集することができる。
(3) 次年度の行事計画報告。
(4) 世話人選出、承認。
(5) 会則の改正、その他の重要事項を検討する。

会費

- 第12条 (1) 入会金は不要。年会費は
・正会員：事務通信費として1,000円、9月以降入会の場合は500円とする
・準会員：不要
(2) 行事開催時の参加費及び寄付金の収入で運営する。
(3) 行事参加費は、その内容によって変動する。

禁止事項

- 第13条 (1) 個人情報の保護には細心の注意を払い、公開、漏洩、私的利用をしない。
(2) 参加者に対し、発言の強請はしない。
(3) 参加者に対し、宗教活動の勧誘をしない。
(4) 参加者に対し、会の許可を得ていない物品の販売行為を行わない。
(5) 参加者に対し、特定の治療方法等の勧誘をしない。
(6) 参加者に対し、特定の政治団体への勧誘、支持を行わない。

- 附則 (1) 本会の連絡先は、世話人宅に置く。
(2) 本会則は、平成25年4月1日より施行する。
(3) 改正規則は、平成26年4月1日より施行する。
(4) 改正規則は、平成27年4月1日より施行する。